（資格喪失の届出）

第三条　法第十三条第二号（国民年金法第九条第三号に該当するに至ったことにより国民年金の被保険者の資格を喪失したときを除く。以下この条において同じ。）から第四号まで又は第六号のいずれかに該当したことを事由として法第十三条の規定により農業者年金の被保険者の資格を喪失した者がする法第十六条の規定による資格の喪失の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に農業者年金被保険者証を添え、法第十三条第二号から第四号まで又は第六号のいずれかに該当するに至った日から十四日以内に、これを基金に提出してしなければならない。

一～三　（略）

（独立行政法人農業者年金基金の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

第三条　独立行政法人農業者年金基金の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十五年農林水産省令第百号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（資格喪失の届出） **第三条**　法第十三条第二号から第四号まで又は第六号のいずれかに該当したことを事由として同条の規定により農業者年金の被保険者の資格を喪失した者がする法第十六条の規定による資格の喪失の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に農業者年金被保険者証を添え、法第十三条第二号から第四号まで又は第六号のいずれかに該当するに至った日から十四日以内に、これを基金に提出してしなければならない。 一～三　（略）	（資格喪失の届出） **第三条**　法第十三条第二号（国民年金法第九条第三号に該当するに至ったことにより国民年金の被保険者の資格を喪失したときを除く。以下この条において同じ。）から第四号まで又は第六号のいずれかに該当したことを事由として法第十三条の規定により農業者年金の被保険者の資格を喪失した者がする法第十六条の規定による資格の喪失の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に農業者年金被保険者証を添え、法第十三条第二号から第四号まで又は第六号のいずれかに該当するに至った日から十四日以内に、これを基金に提出してしなければならない。 一～三　（略）
（資金の繰入れ） **第二十三条**　基金は、次の各号に掲げる場合を除き、一の経理単位から他の経理単位へ資金を繰り入れてはならない。 一　（略） 二　基金法第二十四条の規定により特例付加年金の受給権者の死亡を支給事由とする死亡一時金の額を当該特例付加年金の過誤払による返還金債権の額に充当する場合において、当該返還金債権の額に相当する額を農業者老齢年金受給権者経理から特例付加年金受給権者経理へ繰り入れるとき。 三～六　（略） （給付準備金） **第二十四条**　基金は、毎事業年度末において、給付準備金として次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を積み立てなければならない。 一・二　（略） 三　調整準備金　独立行政法人農業者年金基金法施行令（平成十五年政令第三百四十三号）第二条第一項第二号の予定利率と市場金利とが乖離し、又は同号の予定死亡率と農業者年金の被保険者若しくは被保険者であった者の死亡の状況とが乖離する場合に対応して、農業者年金事業の給付を安定的に行うため、農林水産大臣が定めて基金に通知する方法により計算した金額 2・3　（略）	（資金の繰入れ） **第二十三条**　基金は、次の各号に掲げる場合を除き、一の経理単位から他の経理単位へ資金を繰り入れてはならない。 一　（略） （新設） 二～五　（略） （給付準備金） **第二十四条**　基金は、毎事業年度末において、給付準備金として次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を積み立てなければならない。 一・二　（略） 三　調整準備金　独立行政法人農業者年金基金法施行令（平成十五年政令第三百四十三号）第二条第一項第二号の予定利率と市場金利とが乖離し、又は同号の予定死亡率と農業者年金の被保険者若しくは被保険者であった者の死亡の状況とが乖離する場合に対応して、農業者年金事業の給付を安定的に行うため、農林水産大臣が定めて基金に通知する方法により計算した金額 2・3　（略）

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年五月一日から施行する。

○国土交通省令第五十八号

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（令和三年法律第九号）の一部及び踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和三年政令第二百六十一号）の施行に伴い、並びに道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十三条第二項第五号及び第六号、第四十四条の二第二項、第三項、第四項第一号及び第五項、第四十八条の十五第一項、第四十八条の二十九の二第一項並びに第四十八条の二十九の六第一項及び第三項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）並びに第四十八条の三十二第一項及び第三項、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二十五条の二並びに道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第十九条の六第二項及び第十九条の十（これらの規定を同令第十九条の十一において準用する場合を含む。）並びに第三十五条の十一第一号の規定に基づき、並びに道路法及び道路法施行令を実施するため、道路法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年九月二十四日

国土交通大臣　赤羽　一嘉